第三十七条第二項	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項
支給認定子ども	支給認定子ども（特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定満三歳以上保育認定地域型保育の対象となる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）
第三十七条第二項	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項

2　法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条	法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育
第三十九条	法第四十三条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
第三十九条第七号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前